

# 南海トラフ地震におけるカウンターパート等の現状

---

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

# 構成員からの既存のカウンターパート等に係る報告内容①

- 応援県・指定都市と重点受援県の組合せについては、既存の相互応援協定を尊重しつつ、被害想定や移動距離等を踏まえ、円滑で偏りのない組合せとなるよう、即時応援県・指定都市と重点受援県間の組合せを調整するとの基本方針を踏まえ、関係者会議（第5回）において災害時相互応援協定等に基づく具体的なカウンターパート等の報告を依頼。
- 南海トラフ地震における重点受援県とそれ以外の団体間でのマンパワー支援やリエゾン派遣に関するカウンターパート等の報告状況（南海トラフ地震関係かどうかは問わない）は以下のとおり。

## ○ 北海道・東北ブロックからの報告

### 【ブロック間応援の要請があった場合の体制】

北海道・東北ブロックのガイドラインとして、関東ブロックからのブロック間の応援要請があった場合の現地調査員の派遣に関し、下表に基づき情報収集を行う道県の割当を決定する。ただし、応援の割当ては別途調整。

（現地調査員の派遣）

被災都県	第1順位	第2順位
栃木県	北海道	青森県
茨城県	青森県	北海道
群馬県	秋田県	岩手県
埼玉県	岩手県	秋田県
東京都	山形県	宮城県
千葉県	宮城県	山形県
神奈川県	福島県	新潟県
山梨県	新潟県	福島県
長野県	秋田県	岩手県
静岡県	新潟県	福島県

（大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン）

## ○ 関東ブロックからの報告

関東地方知事会では、震災時等の相互応援に関する協定を締結しているが、当該協定の中では具体的なカウンターパートは決まっていない。

## ○ 中部ブロックからの報告

### 【主たる応援県市】

**太平洋側の複数県が被災した場合**、下表のとおり主たる応援県を決定。主たる応援県市が行う応援の内容は人員の派遣だけでなく、物資等の提供や被災者等の一時収容のための施設の提供等も含む。

被災県市	主たる応援県順位
静岡県	1 富山県
	2 長野県
愛知県	1 石川県
	2 岐阜県
三重県	1 福井県
	2 滋賀県

（災害時等の応援に関する協定実施細則（防災）（中部9県1市））

# 構成員からの既存のカウンターパート等に係る報告内容②

## ○ 近畿ブロックからの報告

### 【緊急派遣チームの派遣】

**南海トラフ地震発生時**カウンターパートが正式に決定されるまでの間、下表の派遣予定府県が被災府県に緊急派遣チーム（暫定）を派遣し情報収集を実施。

被災府県	派遣予定府県※
三重県	福井県
和歌山県	滋賀県
徳島県	鳥取県

※ 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく対応（連携県含む）。

（南海トラフ地震応急対応マニュアル（令和2年11月改訂 関西広域連合））

## ○ 中国・四国ブロックからの報告

### 【広域支援体制】

中国・四国ブロックではそれぞれのブロックでカウンターパートを定めるとともに、ブロック間の支援についても下表のとおり支援担当県の構成を定めている。

支援担当県は応急復旧等に必要な職員の派遣のほか、資機材の提供等の支援を実施。

#### （1）カウンターパート制（協定第1条並びに要領第2条及び別表1）

##### ア カウンターパート制による支援担当県の構成

グループ	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

（中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル）

## ○ 九州ブロックからの報告

### 【災害時リエゾン】

九州・山口9県災害時応援協定に基づく**南海トラフ地震が発生した場合のリエゾン派遣の候補**として、下表のとおり例示。

※宮崎県、大分県、鹿児島県が著しく被災した場合

被災県	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位	第7順位
宮崎県	鹿児島県	熊本県	大分県	福岡県	佐賀県	長崎県	山口県
大分県	福岡県	佐賀県	熊本県	山口県	宮崎県	長崎県	鹿児島県
鹿児島県	宮崎県	熊本県	福岡県	佐賀県	大分県	長崎県	山口県

（災害時リエゾン派遣マニュアル（令和2年3月）九州山口9県被災地支援対策本部）

# 構成員からのカウンターパート等に係る報告内容③

## ○ 指定都市市長会からの報告

### 【応援派遣に関するカウンターパート等締結状況】

指定都市から指定都市市長会に情報提供された南海トラフ地震に備えた応援派遣に関するカウンターパート等締結状況のうち、各地域ブロックから報告されたもの以外のカウンターパートは以下のとおり。

組合せ	構 成 市		
グループ 1	鳥取市	徳島市	
グループ 2	岡山市	高松市	
グループ 3	広島市	松山市	
グループ 4	松江市	山口市	高知市

(中国・四国地区都市防災連絡協議会カウンターパート制運用基準)

その他、カウンターパートの定めはないものの、南海トラフ地震発生時にも対応する重点受援県内の市を含むものとして以下の協定等が報告。

- 21大都市災害時相互応援に関する協定
- 九州市長会における災害時相互支援プラン
- 個別の災害時相互応援協定（重点受援県内市を対象としたもの）

## (参考) 構成員からの報告に基づく整理

### ○ 報告に基づく整理表

重点受援県	即時応援県	被害確認後対応県
静岡県	①新潟県／①福島県／②富山県	②長野県
愛知県	②石川県	②岐阜県
三重県	②③福井県	②滋賀県
和歌山県		③滋賀県
徳島県	③④鳥取県	
香川県		④岡山県
愛媛県		④広島県
高知県	④島根県	④山口県
大分県		⑤福岡県
宮崎県	⑤長崎県	⑤熊本県

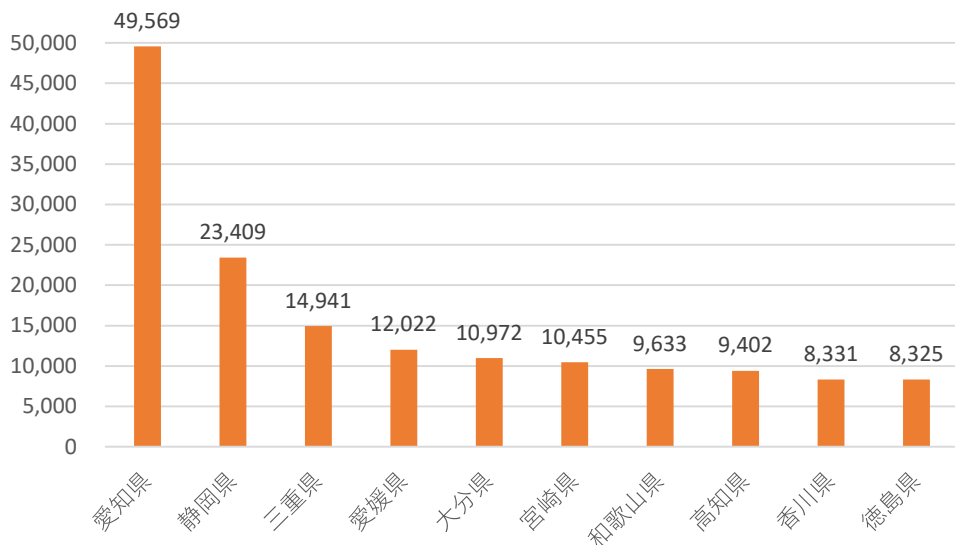
重点受援県内の市	即時応援県内の市	被害確認後対応県内の市
(徳島県) 徳島市	⑥ (鳥取県) 鳥取市	
(香川県) 高松市		⑥ (岡山県) 岡山市
(愛媛県) 松山市		⑥ (広島県) 広島市、⑥ (山口県) <u>山口市</u>
(高知県) 高知市		⑥ (山口県) <u>山口市</u>

※①は北海道・東北ブロックからの報告、②は中部ブロックからの報告、③は近畿ブロックからの報告、④は中国・四国ブロックからの報告、⑤は九州ブロックからの報告、⑥は指定都市市長会からの報告。

※下線は複数支援する団体。

# (参考) 重点受援県と即時応援県・指定都市の一般行政職員数の状況

(単位：人) 重点受援県（10団体）の一般行政職員数※1

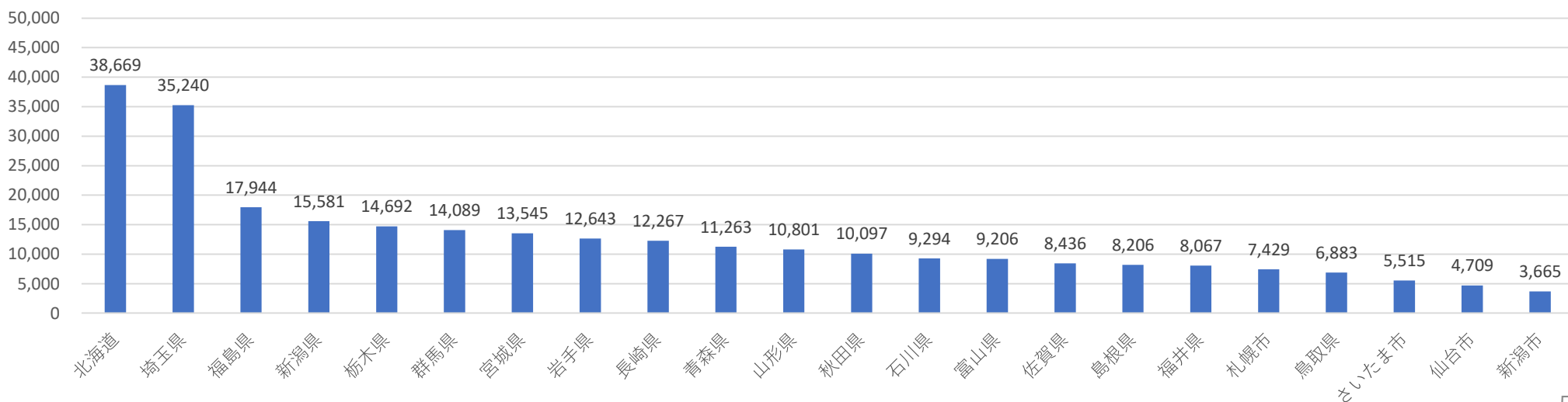


※1 重点受援県の一般行政職員数には、県職員のほか、県内の指定都市及び市町村の職員を含む。

※2 即時応援県・指定都市の一般行政職員数の県分には、県内の市町村の職員を含み、指定都市の職員は含まない。

(単位：人)

即時応援県・指定都市（21団体）の一般行政職員数※2



※上表の一般行政職員数は、令和4年4月1日時点の地方公共団体定員管理調査結果による。

# (参考) 重点受援県と即時応援県・指定都市の移動距離・時間

都道府県庁間の移動距離※1

(単位：k m)

都道府県庁間の移動時間（時速30k m※3で換算）

(単位：時間)

		重点受援県									
		静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	大分県	宮崎県
北海道	934	955	1,016	1,118	1,160	1,157	1,267	1,256	1,383	1,515	
青森県	681	711	772	882	928	931	1,048	1,029	1,168	1,294	
岩手県	579	627	689	808	858	868	991	963	1,115	1,232	
宮城県	428	493	554	681	735	752	880	843	1,006	1,112	
秋田県	548	578	639	751	798	804	924	901	1,046	1,167	
山形県	403	459	521	645	698	714	840	806	966	1,075	
福島県	360	428	489	617	672	691	820	781	946	1,050	
栃木県	223	310	367	501	558	585	715	668	841	934	
群馬県	169	237	296	428	484	510	640	595	766	862	
埼玉県	151	260	312	447	505	538	668	616	793	877	
新潟県	330	357	418	536	586	598	722	692	848	961	
富山県	218	170	227	331	378	388	514	483	639	752	
石川県	240	159	207	294	338	343	466	439	590	707	
福井県	230	116	150	226	269	276	401	371	526	639	
鳥取県	382	245	224	165	162	130	229	225	349	476	
島根県	489	352	326	238	208	155	183	217	281	423	
佐賀県	770	645	597	464	405	367	238	303	122	182	
長崎県	825	704	653	519	460	426	296	353	172	173	

		重点受援県									
		静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	大分県	宮崎県
北海道	31	32	34	37	39	39	42	42	46	50	
青森県	23	24	26	29	31	31	35	34	39	43	
岩手県	19	21	23	27	29	29	33	32	37	41	
宮城県	14	16	18	23	24	25	29	28	34	37	
秋田県	18	19	21	25	27	27	31	30	35	39	
山形県	13	15	17	22	23	24	28	27	32	36	
福島県	12	14	16	21	22	23	27	26	32	35	
栃木県	7	10	12	17	19	19	24	22	28	31	
群馬県	6	8	10	14	16	17	21	20	26	29	
埼玉県	5	9	10	15	17	18	22	21	26	29	
新潟県	11	12	14	18	20	20	24	23	28	32	
富山県	7	6	8	11	13	13	17	16	21	25	
石川県	8	5	7	10	11	11	16	15	20	24	
福井県	8	4	5	8	9	9	13	12	18	21	
鳥取県	13	8	7	6	5	4	8	8	12	16	
島根県	16	12	11	8	7	5	6	7	9	14	
佐賀県	26	22	20	15	14	12	8	10	4	6	
長崎県	28	23	22	17	15	14	10	12	6	6	

※1 上表の距離は国土地理院の「都道府県庁間の距離」による。

※2 指定都市は道県庁と同じ距離・時間とみなす。

※3 移動に伴う休憩、検問、道路の損傷等に伴う徐行運転、交通渋滞などを考慮して設定。